

子どもの自然体験機会創出事業費補助金公募要領

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による夏休み期間の短縮や、集団行動への忌避感等により、子どもたちが自然で遊び・学ぶ機会や家族で旅行する時間の減少が懸念されることから、子どもたちが三重県の自然で遊び・学ぶ機会を創出する。

子どもの自然体験機会創出事業費補助金（以下、「補助金」という。）は、新しい生活様式に即した子ども向け自然体験プログラムの造成・実践を支援するとともに、子どもをはじめ、家族だれもが満喫できるファミリー向けのワーケーションを推進するため、大人が自然豊かな場所でテレワークを実施できる環境の整備を支援する。

第2 事業内容等

補助金の事業内容、事業実施主体及び支援補助金の交付を受けるための採択要件等は、補助金交付要領別紙に記載のとおりとする。

第3 応募の要件

本事業の事業実施主体の公募に応募できる者は、新しい生活様式に即した子ども向け自然体験プログラムの造成・実践を行うとともに、子どもをはじめ家族だれもが満喫できるファミリー向けのワーケーションを推進するため、テレワークを実施できる環境の整備に取り組む事業者で、申請時に（１）～（５）の項目、加えて事業完了時に（６）、（７）の項目全てを満たすものとする。

- （１）対象となる施設・事業所が県内にあり、県内で自然体験事業を実施していること。
- （２）令和２年７月１日以前に開業しており、営業の実態があること。
- （３）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）（以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - ロ 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - ハ 暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- （４）前号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- （５）三重県観光局発出の「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」

等を参考に「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、感染拡大防止対策が明確になっていること。

(6) 新しい生活様式に即した子ども向けの自然体験プログラムを提供すること。

(7) 県のワーケーション受入可能施設に登録すること。

(1)～(5)のすべてを満たす複数の団体が、連携して(6)と(7)の役割を担うことも可。

第4 補助金額

1 事業者あたりの上限を50万円とし、予算の範囲内で助成する。

第5 応募に必要な書類

(1) 企画書(別紙様式1)

(2) 団体役員名簿(別紙様式2)

(3) 法人にあっては、法人登記事項証明書の写し、個人にあっては、本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)

(4) 県内で自然体験事業を実施していることが分かる資料(活動状況の写真等)

(5) 対象となる施設・事業所が県内にあることが分かる資料

(6) 令和2年7月1日以前に開業しており、営業の実態があることが分かる資料(月末締帳簿など)

(7) 事業者において作成している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

第6 応募方法

令和2年8月28日(金)までに以下の宛先へ必要書類を郵送してください。

(消印有効)

なお、提出書類の返却および持参による受付はいたしません。

(郵送・問い合わせ先)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 農林水産部 農山漁村づくり課

電話 059-224-2518

第7 応募内容の審査

1 審査の方法

審査については、事業担当課等で応募要件を満たしているか事前審査を実

施します。申請内容等について確認が必要な場合には、必要に応じて事業担当課等から申請内容の問合せをすることがあります。

事前審査を経た企画書の中から、農林水産部に設置する「子どもの自然体験機会創出事業費補助金事業実施事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において事業実施主体候補者を選定します。

2 審査の手順

審査は以下の手順により実施されます。

(1) 事前審査

企画書等提出書類について、応募要件を満たしているか否かを確認します。応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外されます。

(2) 審査委員会による審査

事前審査を踏まえ、審査委員会において審査を実施し、評価点の高いものから事業実施主体候補者を予算の範囲内で選定します。

3 審査の基準

審査委員会において以下の項目を審査します。

(1) 企画性

子ども向け自然体験プログラムの造成・実践やワーケーションのための環境整備によって、新たな顧客を創出する企画性を有しているか。

(2) 誘客性

県内外から多くの人や企業を呼び込むことができる企画となっているか。

(3) 経済性

費用対効果の高い内容となっているか。

(4) 事業推進体制

事業が適切に実施できる体制を構築しているか。

また、事業を効果的に実施するための十分な実績を有しているか。

(5) 継続性

子ども向け自然体験やワーケーションの受入れを継続して実施できる内容となっているか。

第8 選定結果の通知

提出のあった企画書については、選定基準に基づく評価を行い、評点の高い企画書から予算の範囲内で選定します。提出のあった企画書が選定された場合

は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を提出者あてに送付します。

第9 選定後の手続き

- 1 企画書の選定後、事業内容、対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行います。ヒアリングの日時等については、事前に連絡します。
- 2 事業内容の精査後、三重県知事宛てに事業実施計画（補助金実施要領様式1号及び第2号）を提出いただき、その内容が適正である場合は知事が事業実施計画を承認し、承認通知を送付します。その後、補助金交付申請の手続きを行っていただきます。

子どもの自然体験機会創出事業費補助金のフロー

